

ちば事業再構築チャレンジ補助金 よくある質問【上乗せ】

通し番号	質問内容	回答
1	既に事業再構築を行って自社で支出した費用は補助対象となりますか。	補助対象となる経費は、原則として国の交付決定を受けた日付以降に契約(発注)を行ったものになります。
2	リース費用は対象となりますか。	機械装置・システム構築費に該当する設備のリース費用は対象となります。ただし、原則として国の交付決定後に契約が確認できるもので、補助事業実施期間中に要する経費のみが対象となります。
3	上乗せ補助枠で、補助事業の変更や廃止がある場合には、どのような手続きが必要ですか。	国から計画の変更(廃止)の承認を受けたことを証する書類をご提出ください。また、変更・廃止がある場合は、事前にコールセンターにご連絡ください。